

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱

平成28年2月29日	観観産第690号
平成28年4月11日	国総支第2号 国鉄都第6号-1 国鉄事第9号 国自旅第5号 国海内第2号 観観産第1号 観参第6号
平成28年6月10日	国総支第23号 国総物第16号 国鉄総第50号 国鉄都第36号 国鉄事第70号 国自旅第49号 国海内第27号 国港産第26号 国空ネ企第34号 国空事第1087号 観参第49号
平成28年11月28日	国総支第43号 国総物第64号 国鉄総第184号 国鉄都第73号 国鉄事第198号 国自旅第208号 国海内第106号 国港総第302号 国空ネ企第126号 国空事第4463号 観参第186号
平成29年3月15日	国総支第61号 国総物第101号 国鉄総第296号 国鉄都第132号 国鉄事第319号

国自旅第378号
国海内第173号
国港総第491号
国空ネ企第169号
国空事第7252号
国空環第78号
観参第266号

平成30年3月28日

国総支第63号
国総物第144号
国鉄総第326号
国鉄都第178号
国鉄事第257号
国自旅第295号
国海内第188号
国港総第598号
国空事第1073号
国空業第166号
観産第830号
観参第295号

平成30年10月4日

国鉄総第201号
国自旅第159号
国海内第66号
国港総第344号
国空事第827号
国官参空第23号
観参第270号

平成31年2月19日

国総支第43号
国鉄総第344号
国自旅第23号
国海内第207号
国空事第1482号
国官参空第63号
観産第641号
観参第603号

平成31年4月26日

国総支第15号
国総物第14号
国鉄総第46号

	国鉄都第40号
	国鉄事第44号
	国自旅第32号
	国海内第23号
	国港総第62号
	国空事第140号
	国官参空第12号
	観産第22号
	観参第106号
令和元年6月25日	観参第286号
令和2年2月13日	観産第746号
	観参第1012号
令和2年3月30日	国総地第71号
	国総物第694号
	国鉄総第474号
	国鉄都第230号
	国鉄事第435号
	国自旅第317号
	国海内第122号
	国港総第691号
	国官参空第102号
	観産第928号
	観参第1210号
令和2年4月7日	国総地第3号
	国鉄総第2号
	国鉄都第16号
	国鉄事第4号
	国自旅第1号
	国海内第2号
	国海外第1号
	国港総第5号
	国官参空第1号
	観産第2号
	観参第4号
令和2年7月3日	国総地第38号
	国総毛第19号
	国鉄都第54号

国鉄事第104号
国自旅第84号
国海内第30号
国海外第71号
国官参空第46号
観産第231号
観参第354号

令和2年11月5日

国総地第78号
国総毛第74号
国鉄総第272号
国鉄都第121号
国鉄事第313号
国自旅第265号
国海内第174号
国海外第180号
国港総第403号
国空総第668号
観産第1324号
観参第781号

令和3年3月2日

国総地第100号
国鉄総第398号
国鉄都第187号
国鉄事第670号
国自旅第427号
国海内第210号
国海外第284号
国港総第623号
国空総第1054号
観産第1865号
観参第1127号

目次

第1編 共通事項（第1条―第3条）

第2編 宿泊施設インバウンド対応支援事業

第1節 宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業（第4条―第26条）

第2節 宿泊施設バリアフリー化促進事業（第27条―第30条）

第3編 交通サービスインバウンド対応支援事業

第1節 総則（第31条）

第2節 交通サービス利便向上促進等事業 （第32条―第58条）

第3節 交通サービス調査事業（第59条―第82条）

第4編 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 （第83条―第101条）

第1編 共通事項

第1条 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化等を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とする。

一 訪日外国人旅行者が安心して快適に滞在できる環境を整備するため、宿泊施設におけるインバウンド対応及びバリアフリー化を実施する事業（以下「宿泊施設インバウンド対応支援事業」という。）

二 訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施するために、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等の拠点、車両・移動経路・情報提供・交通サービスに係るインバウンド対応を実施する事業（以下「交通サービスインバウンド対応支援事業」という。）

三 訪日外国人旅行者が、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域において、安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備に取り組むことにより、地方での消費拡大を図る事業（以下「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」という。）

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」とは、宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が、当該宿泊事業者の訪日外国人旅行者の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人旅行者の宿泊者数の向上を図る事業をいう。

二 「宿泊施設バリアフリー化促進事業」とは、宿泊事業者が、当該宿泊事業者の宿泊施設のバリアフリー化を促進することにより、当該宿泊施設における高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者の安全・安心の確保を図る事業をいう。

三 「交通サービス利便向上促進事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るためにより制約の少ないシステムの導入等を行う事業及び訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために必要な段差の解消等を行う事業をいう。

四 「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、鉄軌道車両設備の整備等を行う事業をいう。

五 「交通サービス調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業

ロ 訪日外国人旅行者等の交通サービスの利用促進に係る事業及び当該事業の効果等の評価に係る事業

六 「公共交通事業者」とは、次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）

ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）

- ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ニ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）及び同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を営む者
 - ホ 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者
- 七 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。

第2編 宿泊施設インバウンド対応支援事業

第1節 宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は複数の宿泊事業者その他関係する事業者等により構成される団体（以下「宿泊事業者等団体」という。）及びその構成員である宿泊事業者（以下「構成員宿泊事業者」という。）並びに観光地域づくり法人（DMO）（観光地域づくり法人（DMO）又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人）又は地方公共団体と連携して地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるために具体的な取組を行っている宿泊事業者（以下「特定宿泊事業者」という。）とする。

(補助要件)

第5条 宿泊事業者等団体若しくは構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者が補助を受けるためには、宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者が構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるための計画（以下「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）を策定し、当該計画について国土交通大臣（以下「大臣」という。）の認定を受けなければならない。

2 宿泊事業者等団体が策定する訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画においては、様式第1-1により、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 宿泊事業者等団体の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先
- 二 宿泊事業者等団体の構成員の名称、住所、事業内容、代表者の氏名及びその連絡先
- 三 構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働の現状とその分析
- 四 構成員宿泊事業者（補助を受けようとする者に限る。以下同じ。）全体の宿泊施設の平均客室稼働率（以下「全体稼働率」という。）と構成員宿泊事業者の宿泊施設の訪日外国人宿泊者数の合計（以下「合計外客宿泊者数」という。）の現状及び目標
- 五 前号の目標を達成するために宿泊事業者等団体が行う事業（以下「団体事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに団体事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 六 第4号の目標を達成するために各構成員宿泊事業者が行う事業（以下「個別事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに個別事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 七 団体事業又は個別事業の実施により第4号の目標達成が見込まれる理由
- 八 訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき団体事業又は個別事業を行うこと並びに本要綱に基づく大臣への報告及び当該報告に係る大臣による公表について

の構成員の同意

- 3 特定宿泊事業者が策定する訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画においては、様式第1-1により、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特定宿泊事業者の名称、住所、事業内容、代表者の氏名及びその連絡先
 - 二 特定宿泊事業者の宿泊施設の稼働の現状とその分析
 - 三 特定宿泊事業者の客室稼働率と訪日外国人宿泊者数の現状及び目標
 - 四 前号の目標を達成するために特定宿泊事業者が行う事業（以下「特定事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 五 特定事業の実施により第3号の目標達成が見込まれる理由
- 4 宿泊事業者等団体は、五以上の構成員宿泊事業者で構成されなければならない。
- 5 大臣は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させる効果が特に高いと認められる訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に対して認定を行い、様式第1-2による計画認定通知書により宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者に通知するものとし、当該認定を行った訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（以下「認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）については、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。
 - 一 宿泊事業者等団体を構成する宿泊事業者数の数が多いこと（宿泊事業者等団体の申請に係るものに限る。）
 - 二 第2項第4号又は第3項第3号の目標が各号の現状に比して高い目標であること
 - 三 団体事業若しくは個別事業又は特定事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと
 - 四 第2項第7号又は第3項第5号の目標達成が見込まれる理由が合理的であること
- 6 大臣は、前項の認定を行うに当たっては、有識者委員会の意見を聴くものとする。
- 7 第5項の認定を受けた宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画を変更しようとするときは、大臣の認定を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。
- 8 大臣は、第5項の認定を受けた宿泊事業者等団体若しくはその構成員宿泊事業者又は同項の認定を受けた特定宿泊事業者が、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（前項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に従って、事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（交付の対象）

第6条 大臣は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき宿泊事業者等団体若しくは構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者が行う事業（以下この節において

「補助対象事業」という。)の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この節において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 補助対象経費は別表1に掲げるものに限る。

(認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の実施状況の報告)

第7条 宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者は、補助対象事業の完了時期から二年の間、一年毎に認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の実施状況について、様式第1-3により、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、大臣に提出するものとする。

一 宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先

二 目標とそれに対する実績値の推移

三 認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき宿泊事業者等団体若しくは構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者が実施した事業の具体的内容及び実施時期並びにこれらの事業を実施するために要した資金の額

四 構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者の月毎の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数

五 目標を達成した理由(達成できなかった場合はその理由)その他事業評価に関する事項及び当該事業評価を踏まえた次の一年間における事業の改善策

2 大臣は、前項の報告書の提出を受けた時は、当該報告書に関する有識者委員会の意見を付した上で、速やかに国土交通省のホームページにおいて当該報告書を公表するものとする。

(補助金交付申請)

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1-5による補助金交付申請書を大臣へ提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、様式第1-6により課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別を明らかにするとともに、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付の決定及び通知)

第9条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、様式第1-7による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を附することができる。

3 大臣は、申請書類の審査等により補助金の交付について疑義等が生じた場合、速やかに指摘事項を申請者に通知し、補正を求めるものとする。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ様式第1-8による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第11条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第1-9による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更の際して、必要な条件を附することができる。

(交付申請の取下げ)

第12条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第1-10による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の中止等)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第1-11による補助対象事業の中止申請書又は様式第1-12による廃止申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めがあったときは、速やかに様式第1-13により、その旨を報告しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第1-14による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。

3 大臣は、補助対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを補助対象事業者に命ずることができる。

(実績報告)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第1-15による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第16条 大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第1-16による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

第17条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第1-17による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

第18条 大臣は、第13条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第9条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取

消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金にかかる消費税仕入控除額が確定したときは、様式第1-18を速やかに提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金の額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(取得財産等の管理等)

第20条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第22条第1項及び同条第2項に規定するものについて、様式第1-19による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

(財産の帰属等)

第21条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

(財産の処分の制限)

第22条 補助対象事業者は、取得財産について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限

する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第1-20により大臣の承認を得なければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（書類の保存義務）

第23条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（書類の提出等）

第24条 この要綱（第2編第1節に限る。）に定める申請書その他の書類は、第4条に規定する宿泊事業者等団体を通じて提出するものとする。ただし、次条の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う場合についてはこの限りではない。

（電子情報処理組織による申請等）

第25条 補助対象事業者は、第5条第1項の規定に基づく計画の策定、同条第7項の規定に基づく計画の変更、第7条第1項の規定に基づく計画の実施状況の報告、第8条第1項の規定に基づく交付の申請、第10条の規定に基づく計画変更の申請、第12条の規定に基づく申請の取下げ、第13条の規定に基づく中止若しくは廃止の申請、第14条第1項の規定に基づく状況報告、同条第2項の規定に基づく事故報告、第15条の規定に基づく実績報告、第17条の規定に基づく支払請求、第19条の規定に基づく消費税仕入控除額の確定に伴う報告又は第22条第2項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第26条 大臣は、前条の規定により行われた申請等に係る第5条第5項の規定に基づく通知（同条第7項の規定において準用する場合を含む。）、同条第8項に基づ

く取消し、第9条第1項の規定に基づく通知、第11条第1項の規定に基づく通知、第13条の規定に基づく承認、第14条第1項の規定に基づく要求、同条第3項の規定に基づく指示、第16条の規定に基づく通知、第18条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第19条第2項の規定に基づく返還命令又は第22条第2項に基づく承認について（以下「通知等」という。）、補助対象事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第2節 宿泊施設バリアフリー化促進事業

（補助対象事業者）

第27条 補助対象事業者は、宿泊事業者とする。

（補助要件）

第28条 宿泊事業者が補助を受けるためには、当該宿泊事業者が、高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者が安全・安心に滞在できるように宿泊施設のバリアフリー化を促進する事業を実施するための計画（以下「宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」という。）を策定し、当該計画について大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前項の宿泊施設バリアフリー化促進事業計画においては、様式第1-1-2により、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 宿泊事業者の名称、住所、事業内容、総客室数、代表者の氏名及びその連絡先
 - 二 宿泊事業者の宿泊施設のバリアフリー化の現在の整備状況及び訪日外国人宿泊者数の現状
 - 三 宿泊事業者のバリアフリー化の整備目標
 - 四 第3号の目標を達成するために宿泊事業者が行う事業の具体的な内容及びその実施時期並びに事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 五 前号の事業の実施により第3号の整備目標の達成が見込まれる理由
 - 六 宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に基づき第4号の事業を行うこと並びに本要綱に基づく大臣への報告及び当該報告に係る大臣による公表についての宿泊事業者の同意
- 3 大臣は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、宿泊施設のバリアフリー化を促進する効果が特に高いと認められる宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に対して認定を行い、様式第1-2-2による計画認定通知書により宿泊事業者に通知するものとし、当該認定を行った宿泊施設バリアフリー化促進事業計画（以下「認定宿泊

施設バリアフリー化促進事業計画」という。)については、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。

- 一 第2項第3号の整備目標が同項第2号の現在の整備状況に比して高い目標であること
 - 二 第2項第4号の事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと
 - 三 第2項第4号の事業の具体的な内容が宿泊施設のバリアフリー化を促進するため必要なものであること
 - 四 第2項第5号の目標達成が見込まれる理由が合理的であること
 - 五 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を踏まえ、高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者の安全・安心の確保のために重要な宿泊施設と認められること
- 4 大臣は、前項の認定を行うにあたっては、有識者委員会の意見を聴くものとする。
- 5 第3項の認定を受けた宿泊事業者（以下「認定宿泊事業者」という。）は、認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画を変更しようとするときは、大臣の認定を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。
- 6 大臣は、認定宿泊事業者が、認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画（前項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に従って、事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（交付の対象）

第29条 大臣は、認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に基づき宿泊事業者が行う事業（以下この節において「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

- 2 補助対象経費は別表1-2に掲げるものに限る。

（準用規定）

第30条 第8条から第23条及び第25条、第26条の規定は、前条第1項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第9条中「様式第1-7」とあるのは「様式第1-7-2」と読み替えるものとする。

第3編 交通サービスインバウンド対応支援事業

第1節 総則

(事業実施計画の策定)

第31条 交通サービスインバウンド対応支援事業の実施に当たっては、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県及び関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議（以下「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」という。）において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、当該計画を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の事業実施計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 地方ブロックにおけるインバウンド観光の現状（地方ブロック内の訪日外国人旅行者数、外国人延べ宿泊者数等を含む。）と課題
 - 二 地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み、新たな交通網の形成等
 - 三 地方ブロックにおいて推進する観光施策
 - 四 前号の観光施策を効果的に推進するため、実施しようとする事業
 - 五 前号の事業の達成状況を図るための指標及び当該指標の目標
- 3 大臣は、提出された事業実施計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助言した上で、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。
 - 一 事業実施計画が政府全体の観光施策と整合していること
 - 二 実施しようとする事業が合理的であること
- 4 第1項の事業実施計画を変更しようとするときは、大臣に提出しなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第2節 交通サービス利便向上促進等事業

第1款 交通サービス利便向上促進事業

(補助対象事業等)

第32条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 本款における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表2に定めるものとする。

(補助金の額)

第33条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表2に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第34条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第2-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

2 LRTプロジェクト実施要綱(平成18年4月12日)に基づき、鉄軌道事業者、地方公共団体及び地域の企業・NPO・住民から構成される協議会等が策定する計画(以下「LRT整備計画」という。)に基づき実施されるLRTシステムの整備に要する経費に係る事業である場合については、当該LRT整備計画の写しを申請書に添付するものとする。

3 次に掲げる事業(LRTシステム又はBRTシステムの整備に係るものに限る。)である場合については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める計画等の写しを添付するものとする。

一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「公共交通計画」という。)及び活性化法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画(活性化法第27条の17の規定により大臣の認定を受けたものに限る。以下「利便増進計画」という。)に基づいて実施される事業 利便増進計画

二 公共交通計画及び利便増進計画並びに立地適正化計画(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する計画をいう。)及び都市・地域総合交通戦略(都市・地域総合交通戦略要綱(平成21年3月16日)に基づき策定されたものであって、同要綱の定めるところにより大臣の認定を受けたものに限る。以下「都市交通戦略」という。)の双方に基づいて実施される事業 利便増進計画及び都市交通戦略

三 公共交通計画及び利便増進計画並びに軌道運送高度化実施計画(活性化法第8条第1項に掲げる計画であって、活性化法第9条第3項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。)又は道路運送高度化実施計画(活性化法第13条第1項に掲げる計画であって、活性化法第14条第3項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。) 利便増進計画及び軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画

(交付の決定及び通知)

第35条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査

の上、交付決定を行い、様式第2-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第36条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第2-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表2に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第2-4による変更届を大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

第37条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があつたときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第2-5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第38条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第39条 補助対象事業者は、大臣の要求があつた場合には、速やかに様式第2-6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を附して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第40条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第2-7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第2-8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第41条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第2-9により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

第42条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第2-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第43条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第44条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第35条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

- 第45条** 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

- 第46条** 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

- 第47条** 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。
- 一 取得財産等の得喪に関する書類
 - 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

- 第48条** 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

- 第49条** 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日

までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第2-11による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(事業評価の実施)

第50条 交通サービス利便向上促進事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、第40条の規定による完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告する。

第51条 交通サービス利便向上促進事業については、自己評価等を基に地方運輸局等が二次評価を行うこととする。

- 2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。
- 3 地方運輸局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第52条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

第2款 インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業

(補助対象事業等)

第53条 大臣は、補助対象経費について、予算の範囲内において補助対象事業者

対し補助金を交付する。

- 2 本款における補助対象事業は、補助対象事業者が行う訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等とする。
- 3 前項の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備とは、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を実施するものとする。
- 4 本款における補助対象事業者は、次の各号に掲げる者を除いた旅客輸送を行う鉄道事業者及び軌道経営者（以下「鉄軌道事業者」という。）とする。
 - 一 地方公共団体（第三種鉄道事業者を除く。）
 - 二 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社
 - 三 大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者

（交付の対象等）

第54条 補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業の設備の整備等に直接要した本工事費（資産の購入を含む。）とする。

- 2 前項の補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
- 3 第1項の補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除が出来ない場合は、補助対象経費に係る消費税相当額を補助対象とするものとする。この場合においては、第56条に規定する補助金交付申請書に仕入控除ができない理由を記載した理由書を添付して提出しなければならない。かつ、様式第2-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出しなければならない。

（補助金の額）

第55条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に補助率1/3を乗じて得た額以内の額とする。

- 2 鉄道事業再構築事業実施計画（活性化法第23条第1項に掲げる計画について、同法第24条第3項の規定により大臣の認定を受けたものであって、当該計画に訪日外国人旅行者を含む観光誘客の取組が位置付けられているものに限る。以下「再構築計画」という。）に基づき補助対象事業者が補助対象事業に要する費用を関係地方公共団体（国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日における当該地方公共団体の直近の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。）が0.46未満である地方公共団体に限る。以下この項において「特定地方公共団体」という。）が負担するときは、前項の規定にかかわらず、国が交付する補助金の額は、第1号に掲げる額に第2号に掲げる額を加えて得た額とする。

- 一 特定地方公共団体が当該補助対象事業者に交付することとなる額（この号において「特定地方公共団体補助額」という。）に特定地方公共団体補助額に相当する国庫補助額を加えた額（次号において「特定補助対象経費」という。）に補助率 $1/2$ を乗じて得た額以内の額
- 二 補助対象経費から特定補助対象経費を除いて得た額に、補助率 $1/3$ を乗じて得た額以内の額

（補助金交付申請）

第56条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第2-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

- 2 再構築計画に基づいて実施される事業については、再構築計画の写しを添付するものとする。

（交付決定の変更等の申請）

第57条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第2-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - 二 様式第2-1別紙2に掲げる各工事内容間の補助対象経費の配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。
- 2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第2-4による変更届を大臣に届け出なければならない。
 - 3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

（準用規定）

第58条 第35条及び第37条から第52条までの規定は、第53条第2項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第50条から第52条中「交通サービス利便向上促進事業」とあるのは「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」と読み替えるものとする。

第3節 交通サービス調査事業

第1款 調査事業

（補助対象事業者）

第59条 本款における補助対象事業者は、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下この節において「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村とする。

2 前項の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局等
- 四 その他訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービスの実状、その利用促進の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

（交付の対象等）

第60条 大臣は、訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この款において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助率については、別表3のとおりとする。

（補助金交付申請）

第61条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第3-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第62条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第3-2による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を附することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第63条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容の変更（軽微な場合を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第3-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な場合とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」（昭和30年中央連絡協議会）による。

（交付決定の変更及び通知）

第64条 大臣は、前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第3-4による交付決定変更通知書により補助

対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第65条 補助対象事業者は補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第66条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第3-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、当該補助対象事業者は、状況報告書にその理由を付して速やかに大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第67条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第3-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第68条 大臣は、前条に規定する完了実績報告書の提出を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、別表3に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第3-7による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

第69条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第3-8による補助金支払請求書を提出しなければならない。

(事業の中止等)

第70条 補助対象事業者が補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第71条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第62条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第72条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第73条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得

財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第74条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第75条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第76条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第3-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(事業評価の実施)

第77条 調査事業による支援を受けた事業については、自己評価を行い、当該自己評価の結果を、第67条の規定による完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。

第78条 調査事業については、自己評価等を基に地方運輸局等が二次評価を行うこととする。

- 2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画に

おける施策の進捗状況等を記載するものとする。

- 3 地方運輸局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第79条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

第2款 利用促進事業

(補助対象事業者)

第80条 本款における補助対象事業者は、協議会又は都道府県若しくは市区町村とする。

(交付の対象等)

第81条 大臣は、利用促進事業及び利用促進の効果等の評価の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（次項において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 補助対象経費及び補助率については、別表3のとおりとする。

(準用規定)

第82条 第59条第2項及び第61条から第79条までの規定は、本款において準用する。この場合において、第61条中「様式第3-1」とあるのは「様式第3-9」と、第77条及び第78条中「調査事業」とあるのは「利用促進事業」と読み替えるものとする。

第4編 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

(補助対象事業等)

第83条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本編における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表4に定めるものとする。

(補助金の額)

第84条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表4に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第85条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第4-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第86条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第4-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第87条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第4-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表4に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第一号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4-4による変更届を大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

第88条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審

査の上、交付決定の変更を行い、様式第4-5による交付決定変更通知書を補助対象事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第89条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第90条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第4-6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第91条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第4-7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第4-8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第92条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第4-9により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

第93条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払するこ

とができる。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第4-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第94条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第95条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第86条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第96条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第97条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第98条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第99条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第100条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第4-1-1による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(準用規定)

第101条 第31条及び第50条から第52条までの規定は、第83条第1項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第31条中「交通サービスインバウンド対応支援事業」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と、同条第2項第2号の「地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み等」と、第50条から第52条中「交通サービス利便向上促進事業」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と

読み替えるものとする。

附 則（観観産第690号）

この要綱は、平成28年2月29日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年度予算から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年11月28日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成29年度予算から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成30年度予算から施行する。ただし、第1編及び第2編の規定は、宿泊施設バリアフリー化促進事業について準用し、平成29年度第1次補正予算を充当するものに限り平成30年3月28日から施行する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1号	宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が共同して、当該宿泊事業者の訪日外国人の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数の向上を図る事業（以下「宿泊施設インバウンド対応支援事業」という。）	宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が、宿泊施設のバリアフリー化を促進することにより、緊急時において、特に災害弱者となりやすい高齢者や障がい者等を含めた訪日外国人旅行者の安全・安心の確保を図る事業（以下「宿泊施設バリアフリー化促進事業」という。）
第4条	補助対象事業者は、複数の宿泊事業	補助対象事業者は、宿泊事業者とす

	者その他関係する事業者等により構成される団体（以下「宿泊事業者等団体」という。）及びその構成員である宿泊事業者（以下「構成員宿泊事業者」という。）とする。	る。
第5条第1項	宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者が補助を受けるためには、宿泊事業者等団体が構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるための計画（以下「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）を策定し、当該計画について国土交通大臣（以下「大臣」という。）の認定を受けなければならない。	宿泊事業者が補助を受けるためには、緊急時において、特に災害弱者となりやすい高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者が安全・安心を確保することができる避難場所等として利用できる宿泊施設のバリアフリー化を促進する事業を実施するための計画（以下「宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」という。）を策定し、当該計画について国土交通大臣の認定を受けなければならない。
第5条第2項柱書き	前項の訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画においては、様式第1-1により、次に掲げる事項を記載しなければならない。	前項の宿泊施設バリアフリー化促進事業計画においては、様式第1-1により、次に掲げる事項を記載しなければならない。
第5条第2項第1号	宿泊事業者等団体の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先	（削除）
第5条第2項第2号	宿泊事業者等団体の構成員の名称、住所、事業内容、代表者の氏名及びその連絡先	宿泊事業者の名称、住所、事業内容、総客室数、代表者の氏名及びその連絡先
第5条第2項第3号	構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働の現状とその分析	宿泊事業者の宿泊施設のバリアフリー化の現在の整備状況及び宿泊施設の訪日外国人宿泊者数の合計の現状
第5条第2項第4号	構成員宿泊事業者（補助を受けようとする者に限る。以下同じ。）全体の宿泊施設の平均客室稼働率（以下「全体稼働率」という。）と構成員宿泊事業者の宿泊施設の訪日外国人宿泊者数の合計（以下「合計外客宿泊者数」という。）の現状及び目標	宿泊事業者（補助を受けようとする者に限る。以下同じ。）のバリアフリー化の整備目標

第5条第2項第5号	前号の目標を達成するために宿泊事業者等団体が行う事業（以下「団体事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに団体事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法	（削除）
第5条第2項第6号	第4号の目標を達成するために各構成員宿泊事業者が行う事業（以下「個別事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに個別事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法	第4号の目標を達成するために宿泊事業者が行う事業の具体的な内容及びその実施時期並びに個別事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
第5条第2項第7号	団体事業又は個別事業の実施により第4号の目標達成が見込まれる理由	前号の事業の実施により第4号の整備目標の達成が見込まれる理由
第5条第2項第8号	訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき団体事業又は個別事業を行うこと並びに本要綱に基づく大臣への報告及び当該報告に係る大臣による公表についての構成員の同意	宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に基づき第6号の事業を行うこと並びに本要綱に基づく大臣への報告及び当該報告に係る大臣による公表についての宿泊事業者の同意
第5条第3項	宿泊事業者等団体の構成員は五の構成員宿泊事業者以上でなければならない。	（削除）
第5条第4項	大臣は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させる効果が特に高いと認められる訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に対して認定を行い、様式第1-2による計画認定通知書により宿泊事業者等団体に通知するものとし、当該認定を行った訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（以下「認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）については、国土交通省のホームページにおいて公表するもの	大臣は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、宿泊施設のバリアフリー化を促進する効果が特に高いと認められる宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に対して認定を行い、様式第1-2-1による計画認定通知書により宿泊事業者に通知するものとし、当該認定を行った宿泊施設バリアフリー化促進事業計画（以下「認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」という。）については、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。

	<p>とする。</p> <p>一 宿泊事業者等団体を構成する宿泊事業者数の数が多いこと</p> <p>二 第2項第4号の目標が同号の現状に比して高い目標であること</p> <p>三 団体事業又は個別事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと</p> <p>四 第2項第7号の目標達成が見込まれる理由が合理的であること</p>	<p>一 第2項第4号の整備目標が同項第3号の現在の整備状況に比して高い目標であること</p> <p>二 第2項第6号の事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと</p> <p>三 第2項第6号の事業の具体的な内容が宿泊施設のバリアフリー化を促進するため必要なものであること</p> <p>四 第2項第7号の目標達成が見込まれる理由が合理的であること</p> <p>五 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者の受入の安全安心の確保のために重要な宿泊施設と認められること</p>
第5条第6項	<p>第4項の認定を受けた宿泊事業者等団体（以下「認定宿泊事業者等団体」という。）は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画を変更しようとするときは、大臣の認定を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。</p>	<p>第4項の認定を受けた宿泊事業者（以下「認定宿泊事業者」という。）は、認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画を変更しようとするときは、大臣の認定を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。</p>
第5条第7項	<p>大臣は、認定宿泊事業者等団体又はその構成員宿泊事業者が、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（前項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に従って、事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>	<p>大臣は、認定宿泊事業者が、認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画（前項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に従って、事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>
第6条第1項	<p>大臣は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画認定に基づき宿泊事</p>	<p>大臣は、認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に基づき宿泊事業</p>

	業者等団体又は構成員宿泊事業者が行う事業（以下この編において「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。	者が行う事業（以下この編において「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。
第6条第2項	補助対象経費は別表1に掲げるものに限る。	補助対象経費は別表1-1に掲げるものに限る。
第7条第1項	<p>宿泊事業者等団体は、補助対象事業の完了時期から二年の間、一年毎に認定計画の実施状況について、様式第1-3により、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、大臣に提出するものとする。</p> <p>一 宿泊事業者等団体の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先</p> <p>二 目標とそれに対する実績値の推移</p> <p>三 認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者が実施した事業の具体的内容及び実施時期並びにこれらの事業を実施するために要した資金の額</p> <p>四 目標を達成した理由（達成できなかった場合はその理由）その他事業評価に関する事項及び当該事業評価を踏まえた次の一年間における事業の改善策</p>	（削除）
第7条第2項	大臣は、前項の報告書の提出を受けた時は、当該報告書に関する有識者委員会の意見を付した上で、すみやかに国土交通省のホームページにおいて当該報告書を公表するもの	（削除）

	とする。	
第7条第3項	構成員宿泊事業者は、補助対象事業の完了時期から二年の間、毎月、様式第1-4により、当該月における自らの宿泊施設の稼働率（以下「個別稼働率」という。）及び訪日外国人の宿泊者数（以下「個別外客宿泊者数」という。）を大臣に報告するものとする。	（削除）
第8条第1項	補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1-5による補助金交付申請書を大臣へ提出しなければならない。	補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1-3-1による補助金交付申請書を大臣へ提出しなければならない。
第8条第2項	補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、様式第1-6により課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別を明らかにするとともに、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。	補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、様式第1-4-1により課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別を明らかにするとともに、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。
第9条第1項	大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったと	大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったと

	きは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において交付決定を行い、様式第1-7による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。	きは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において交付決定を行い、様式第1-5-1による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。
第10条	補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ様式第1-8による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ様式第1-6-1による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
第11条第1項	大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第1-9による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。	大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第1-7-1による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。
第12条	補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第1-10による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。	補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第1-8-1による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。
第13条	補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第1-11による補助対象事業の中止申請書又は様式第1-12による廃止申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第1-9-1による補助対象事業の中止申請書又は様式第1-10-1による廃止申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
第14条第1項	補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めが	補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めが

	あったときは、すみやかに様式第1-13により、その旨を報告しなければならない。	あったときは、すみやかに様式第1-11-1により、その旨を報告しなければならない。
第14条第2項	補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに様式第1-14による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。	補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに様式第1-12-1による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。
第15条	補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第1-15による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。	補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第1-13-1による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
第16条	大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第1-16による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。	大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第1-14-1による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。
第17条	補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第1-17による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。	補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第1-15-1による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。
第19条第1項	補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告に	補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告に

	より補助金にかかる消費税仕入控除額が確定したときは、様式第1-18をすみやかに提出しなければならない。	より補助金にかかる消費税仕入控除額が確定したときは、様式第1-16-1をすみやかに提出しなければならない。
第20条第2項	補助対象事業者は、取得財産等のうち、第22条第1項及び同条第2項に規定するものについて、様式第1-19による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。	補助対象事業者は、取得財産等のうち、第22条第1項及び同条第2項に規定するものについて、様式第1-17-1による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。
第22条第2項	補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第1-20により大臣の承認を得なければならない。	補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第1-18-1により大臣の承認を得なければならない。
第24条第2項	この要綱（第2編に限る。）に定める申請書その他の書類は、第4条に規定する宿泊事業者等団体を通じて提出するものとする。	（削除）

別表1-1（附則関連）

宿泊施設インバウンド対応支援事業（「宿泊施設バリアフリー化促進事業」） （補助対象経費等）

補助対象経費	<p>① 旅館・ホテルの客室における躯体工事等を伴わない改修等でバリアフリー化を促進するものとして、次に掲げる箇所で行うもの</p> <p>(1) 客室出入口</p> <p>(2) トイレ</p> <p>(3) 浴室</p> <p>(4) 洗面</p> <p>② 旅館・ホテルの共用部における改修等でバリアフリー化を促進するものとして次に掲げる施設の共用部で行うもの、客室の統合等を伴う大規模改修（躯体工事等を伴うものに限る。）でバリアフリー化を促進するもの</p> <p>(1) 施設の出入口（直接地上に通ずるもの）</p> <p>(2) 出入口（(1)以外のもの）</p> <p>(3) 廊下その他これに類するもの</p> <p>(4) 階段</p>
--------	---

	<p>(5) 傾斜路 (6) エレベーターその他昇降機 (7) トイレ (8) 敷地内の通路 (9) 駐車場 (10) 標識 (11) 案内設備 (12) 案内設備までの経路</p> <p>※ ①、②のいずれについても、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成29年3月国土交通省）」に含まれるものに限る</p> <p>③ その他宿泊施設のバリアフリー化を促進するために必要であると大臣が認めた事業（宿泊事業者の人件費など経常的経費は補助対象外）</p>
補助率	① 定額 ② 1/2
補助金の額	<p>「①」 宿泊事業者に対する補助金の額は1事業者あたり100万円を上限とする</p> <p>「②」 宿泊事業者に対する補助金の額は1事業者あたり500万円を上限とする。</p>
補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額</p> <p>(2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）</p>
備考	<p>※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。（申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。）</p> <p>※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。</p>

附 則

この要綱の改正は、平成30年10月4日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成31年2月19日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成31年度予算から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

第1条 この要綱の改正は、令和2年2月13日から施行する。

第2条 ホストタウン等緊急対策事業による補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、適正化法及び適正化法施行令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第3条 ホストタウン等緊急対策事業は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の会場、選手村、ホストタウンが所在する市区町村（以下「会場等所在市区町村」という。）の地域において、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を一体的に実施することにより、大会を契機として訪日外国人旅行者の受入環境整備を加速化することを目的とする。

(定義)

第4条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 会場とは、大会の競技で使用される競技会場をいう。
- 二 選手村とは、選手や関係者の宿泊施設として東京都中央区晴海に整備される住宅棟や基盤施設等をいう。
- 三 ホストタウンとは、ホストタウン推進要綱（平成27年9月30日付け2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議決定）第2に規定するホストタウンをいう。

(受入環境緊急整備計画の策定)

第5条 ホストタウン等緊急対策事業を実施しようとする会場等所在市区町村、観光地域づくり法人（DMO）若しくはその候補として観光庁長官の登録を受けた法人であって会場等所在市区町村の区域において事業を行うもの又は協議会等（以下「会場等所在市区町村等」という。）は、単独で又は共同して、様式第5-1で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した受入環境緊急整備計画（以下「整備計画」という。）を策定し、地方運輸局長等を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 計画の名称
- 二 計画の目標
- 三 計画の期間
- 四 計画の目標を達成するために必要なホストタウン等緊急対策事業
- 五 ホストタウン等緊急対策事業の効果の把握及び評価に関する事項
- 六 その他必要な事項

- 2 観光庁長官は、前項の整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 「明日の日本を支える観光ビジョン」その他の観光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
 - 二 整備計画の対象区域において、訪日外国人旅行者の受入環境の整備に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
- 3 会場等所在市区町村等は、前項の規定による認定を受けた整備計画の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(補助対象事業等)

第6条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第7条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(準用規定)

第8条 第8条から第23条までの規定は、第5条第2項の規定により認定された整備計画に基づき実施されるホストタウン等緊急対策事業を行う場合において準用する。この場合において、第8条中「様式第1-5」「様式第1-6」とあるのは「様式第5-2」「様式第5-3」、第9条中「様式第1-7」とあるのは「様式第5-4」、第10条中「様式第1-8」とあるのは「様式第5-5」、第11条中「様式第1-9」とあるのは「様式第5-6」、第12条中「様式第1-10」とあるのは「様式第5-7」、第13条中「様式第1-11」「様式第1-12」とあるのは「様式第5-8」「様式第5-9」、第14条中「様式第1-13」「様式第1-14」とあるのは「様式第5-10」「様式第5-11」、第15条中「様式第1-15」とあるのは「様式第5-12」、第16条中「様式第1-16」とあるのは「様式第5-13」、第17条中「様式第1-17」とあるのは「様式第5-14」、第19条中「様式第1-18」とあるのは「様式第5-15」、第20条中「様式第1-19」とあるのは「様式第5-16」、第22条中「様式第1-20」とあるのは「様式第5-17」と読み替えるものとする。

別表（附則第6条第2項関係）
ホストタウン等緊急対策事業（補助対象事業者等）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
多言語観光案内標識の一体的整備	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域（以下「地方部」という。）における事業に限る。特定本邦航空運送事業者を除く。）、航空旅客ターミナル施設（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等	多言語観光案内標識の整備に要する経費	1 / 3
地域の飲食店・小売店等におけるインバウンド対応強化	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者を除く。）、航空旅客ターミナル施設（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語対応、先進的な決済環境の整備に要する経費 ・無料公衆無線LANの整備における設備等の購入・設置に要する経費 ・ムスリムなど宗教上又は生活習慣上の理由から配慮が必要な旅行者の受入環境整備に取り組む地域において、受入環境整備に必要な知識・接遇能力の習得を図る学習や研究に要する経費（人件費は除く。）、 ・段差の解消等の移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定するものをいう。）に要する経費のうち工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。)) 	1 / 3 ただし、段差の解消等の移動等円滑化に要する経費に対する補助金の額は1事業者あたり50万円を上限とする。
観光案内所	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者を除く。）、航空旅客ターミナル施設（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び	・外国人観光案内所（日本政府観光局がカテゴリーI以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。）における先進機能の整備（多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器）及び無料公衆無線LAN環境の整備	1 / 3

	大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等	に要する経費 ・外国人観光案内所(日本政府観光局がカテゴリーⅡ以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。)における先進機能の整備(VR機器、デジタルサイネージ)、多言語での情報発信に関わる整備・改良(案内標識、掲示物、ホームページ、コンテンツ作成、案内放送)、外国人観光案内所の整備・改良(施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工)に要する経費	
観光拠点情報・交流施設	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者を除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等	観光拠点情報・交流施設(主要な観光地等における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した交流機会(体験・学習等)の提供を目的とした施設。以下この表において同じ。)における先進機能の整備(VR機器、デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器)、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語での情報発信に関わる整備・改良(案内標識、掲示物、ホームページ、コンテンツ作成、案内放送)、観光拠点情報・交流施設の整備・改良(施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工)に要する経費	1 / 3

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 観光案内所の項中「認定」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成30年4月)に基づく日本政府観光局の認定をいう。
4. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
5. 本表における協議会とは、複数の飲食店・小売店その他関係する事業者等により構成される協議会又は団体をいう。

附 則

この要綱の改正は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和2年度予算から施行する。ただし、令和元年度予備費の補助金に係る事項は、従前の要綱による。

附 則

第1条 この要綱の改正は、令和2年7月3日から施行する。

第2条 令和2年度第一次補正予算における交通サービス利便向上促進事業の補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。

(補助金の額)

第3条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(準用規定)

第4条 第34条から第52条までの規定は、附則第2条の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第34条中「様式第2-1」とあるのは「様式第6-1」、第35条中「様式第2-2」とあるのは「様式第6-2」、第36条中「様式第2-3」とあるのは「様式第6-3」、第36条第2項中「様式第2-4」とあるのは「様式第6-4」、第37条中「様式第2-5」とあるのは「様式第6-5」、第39条中「様式第2-6」とあるのは「様式第6-6」、第40条中「様式第2-7」「様式第2-8」とあるのは「様式第6-7」「様式第6-8」、第41条中「様式第2-9」とあるのは「様式第6-9」、第42条第2項中「様式第2-10」とあるのは「様式第6-10」、第49条第2項中「様式第2-11」とあるのは「様式第6-11」と読み替えるものとする。

第5条 令和2年度第一次補正予算における感染症対策事業による補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、適正化法及び適正化法施行令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第6条 感染症対策事業は、観光需要の回復に向けて反転攻勢のための基盤を整備するため、観光施設における感染症対策を推進することとし訪日外国人旅行者の受入環境整備の取組を支援することを目的とする。

(補助対象事業等)

第7条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者

対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表2に定めるものとする。

(補助金の額)

第8条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表2に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(準用規定)

第9条 第31条及び第50条から第52条までの規定並びに第85条から第100条までの規定は、感染症対策事業を行う場合において準用する。この場合において、第31条中「交通サービスインバウンド対応支援事業」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と、同条第2項第2号の「地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み等」と、第50条から第52条中「交通サービス利便向上促進事業」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と、第85条中「様式第4-1」とあるのは「様式第7-1」と、第86条中「様式第4-2」とあるのは「様式第7-2」と、第87条中「様式第4-3」とあるのは「様式第7-3」と、第88条中「様式第4-5」とあるのは「様式第7-5」と、第90条中「様式第4-6」とあるのは「様式第7-6」と、第91条中「様式第4-7」及び「様式第4-8」とあるのは「様式第7-7」及び「様式第7-8」と、第92条中「様式第4-9」とあるのは「様式第7-9」と、第93条中「様式第4-10」とあるのは「様式第7-10」と、第100条中「様式第4-11」とあるのは「様式第7-11」と読み替えるものとする。

別表1 (附則第2条関係)

交通サービス利便向上促進事業 (補助対象事業者等)

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者 (東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、東京駅	・ クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入及び企画乗車船券のICカード化に要する経費 ・ 観光列車、サイクルトレインの導入、改造に要する経費	1 / 3

	及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域（以下「地方部」という。）の路線に限る。）		
	鉄軌道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム、ロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）の導入その他ITシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等） ・ 鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ等に限る。）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）） 	1 / 3
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者、バスターミナル事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。）、レンタカー事業者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費（一般貸切旅客自動車運送事業者に限る。） ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。）等の多言語表記等、案内放送の多言語化（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。）、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費（一般貸切旅客自動車運送事業者に限る。） ・ 交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）、クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入、企画乗車船券のICカード化、レンタカー 	1 / 3（ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1 / 4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1 / 2を乗じていずれか少ない

<p>した者</p>	<p>のE T Cカード対応(E T C車載器を除く。)、バスロケーションシステム(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)の導入その他I Tシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、設備整備費等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バスターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 	<p>額)</p>
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。)、一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費(ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造(一般乗合旅客自動車運送事業に係るもの(ノンステップバス及びリフト付バス)及びユニバーサルデザインタクシーは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。))に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費) ・ ジャンボタクシーの導入・改造(空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費 ・ サイクルバス、オープントップバス、水陸両用バス等の導入、改造に要する経費 	
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、バスターミナル事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスターミナルの移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ等に限る。))に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) 	
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ B R Tシステムの整備(訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。)に要する経費(連節車両の導入及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム(P T P S)車載器) 	<p>1 / 3 2 / 5 (※) 1 / 2 (※)</p>

<p>海事</p>	<p>一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者、旅客不定期航路事業者、これらの者に船舶を貸与する船舶貸渡事業者及び一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者を構成員に含む団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 ・ 交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)、クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入、企画乗車船券のICカード化その他ITシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、設備整備費等) ・ 船内トイレの洋式化及び機能向上に要する経費 	<p>1 / 3 1 / 2 (多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費)</p>
	<p>一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等に限る。)及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) ・ 旅客船ターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 	

	一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者、旅客不定期航路事業者及びこれらの者に船舶を貸与する船舶貸渡事業者	・ 旅客船の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（タラップ、エレベーター、客席及び手すり等に限る）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附带工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））	
航空	本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者は除く。）、航空旅客ターミナル施設（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し又は管理する者、地方公共団体及び協議会	・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、予約システムを提供するものに限る。）等の多言語表記等、案内放送の多言語化（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。）並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費	1 / 3
観光地での周遊や観光消費の増加を促すサービスの提供	補助対象事業の実施に係る者により構成される協議会、地方公共団体又は地方公共団体と連携した民間事業者	ITを活用した地域における様々な移動手段及び観光サービスを含む様々なサービスを組み合わせるためのシステム構築等に要する経費	1 / 2

（注）

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様

式第2-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 鉄軌道事業者には、補助対象となる路線を運行する鉄軌道事業者以外の鉄軌道事業者であって、当該路線に観光列車を運行させるために、自ら保有する鉄軌道車両の導入・改造等（導入・改造等後の鉄軌道車両が観光列車である場合に限る。）を行う鉄軌道事業者を含むものとする。
4. 「交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。
5. （※）の補助率については、次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ右欄に掲げるところにより適用する。

事業	補助率
公共交通計画及び利便増進計画に基づいて実施される事業	2 / 5
公共交通計画及び利便増進計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業	1 / 2
公共交通計画及び利便増進計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業	1 / 2

6. 「レンタカー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けた者をいう。
7. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。
8. 「一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。）」とは、公益社団法人日本バス協会が実施する安全性や安全の確保に向けた取組状況に係る評価認定を受けた貸切バス事業者を指す。
9. ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。
10. 本表「航空欄」において協議会とは、空港法（昭和31年法律第80号）第14条第1項に規定する協議会をいう。

別表（附則第7条第2項関係）

感染症対策事業（補助対象事業者等）

補助対象	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率

事業			
感染症対策機器等の整備	地方公共団体（港務局を含む。）、観光地域づくり法人（DMO）（DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人であって整備区域において事業を行うもの）、商工会議所、商工会、観光協会、その他地域における観光まちづくりに取り組む法人又は団体及び協議会等	観光施設における赤外線サーモグラフィ等の感染症対策の整備に要する経費	1 / 2

（注）

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 本表において協議会等とは、空港法（昭和31年法律第80号）第14条第1項に規定する協議会に加えて、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。
 - 一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）
 - 二 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）
 - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
4. 本表において地域における観光まちづくりに取り組む団体とは、観光資源等を活用した地域経済の活性化を目的として構成員に地方公共団体又は代表者に法人格を有する者を含む組織をいう。
5. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

附 則

この要綱の改正は、令和2年11月5日から施行する。

附 則

第1条 この要綱の改正は、令和3年3月2日から施行する。

(補助対象期間)

第2条 令和2年度第三次補正予算における交通サービス利便向上促進事業及びインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業の補助対象期間は令和2年12月15日から令和3年3月31日（繰越明許により繰越された場合については令和4年3月31日）までとする。

(補助対象事業等)

第3条 令和2年度第三次補正予算における交通サービス利便向上促進事業の補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表に定めるものとする。

- 2 令和2年度第三次補正予算におけるインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業の補助対象事業は、補助対象事業者が行う訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等とする。
- 3 前項の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備とは、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を実施するものとする。
- 4 令和2年度第三次補正予算におけるインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業の補助対象事業者は、次の各号に掲げる者を除いた旅客輸送を行う鉄道事業者及び軌道経営者（以下「鉄軌道事業者」という。）とする。
 - 一 地方公共団体（第三種鉄道事業者を除く。）
 - 二 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社
 - 三 大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者
- 5 令和2年度第三次補正予算におけるインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業の補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業の設備の整備等に直接要した本工事費（資産の購入を含む。）とする。
- 6 前項の補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
- 7 第5項の補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除が出来ない場合は、補助対象経費に係る消費税相当額を補助対象とするものとする。この場合においては、第56条に規定する補助金交付申請書に仕入控除ができない理由を記載した理由書を添付して提出しなければならない。かつ、様式第2-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出しなければならない。

(補助金の額)

第4条 令和2年度第三次補正予算における交通サービス利便向上促進事業において国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

- 2 令和2年度第三次補正予算におけるインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業において国が交

付する補助金の額は、補助対象経費に補助率 $1/3$ を乗じて得た額以内の額とする。ただし、再構築計画に基づき補助対象事業者が補助対象事業に要する費用を関係地方公共団体（国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日における当該地方公共団体の直近の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。）が0.46未満である地方公共団体に限る。以下この項において「特定地方公共団体」という。）が負担するときは、第1号に掲げる額に第2号に掲げる額を加えて得た額とする。

一 特定地方公共団体が当該補助対象事業者に交付することとなる額（この号において「特定地方公共団体補助額」という。）に特定地方公共団体補助額に相当する国庫補助額を加えた額（次号において「特定補助対象経費」という。）に補助率 $1/2$ を乗じて得た額以内の額

二 補助対象経費から特定補助対象経費を除いて得た額に、補助率 $1/3$ を乗じて得た額以内の額

（目的）

第5条 既存観光拠点の再生・高付加価値化事業は、地方公共団体若しくは観光地域法人（DMO）等（観光地域づくり法人（DMO）又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人）又は複数の観光事業者等により構成される団体等が作成した観光拠点再生計画（以下、「再生計画」という）に基づき、観光施設を再生し、さらに地域全体で魅力と収益力を高め観光地全体の再生を図ることを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第6条 再生計画に基づき、観光施設を再生し、さらに地域全体で魅力と収益力を高め観光地全体の再生を図るために要する経費の一部を助成するなどの事業（以下「補助事業」という。）を実施する民間団体等（以下「補助事業者」という。）の必要とする経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第6-1による補助金交付申請書に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の

税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第6-2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第6-3による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- 二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 三 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第12条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 大臣は、補助事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、附則第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 大臣が附則第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項

に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- 一 大臣は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 大臣は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6-4による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第6-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第16条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6-6による実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。
 - 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第17条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（附則第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第18条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第6-7による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6-8により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 附則第17条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第20条 大臣は、附則第11条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、附則第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

五 間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

六 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交

付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、附則第17条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第21条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第6-9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、附則第16条第1項に定める実績報告書に様式第6-10による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第22条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第6-11による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

- 第23条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第24条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

- 第25条 補助事業者は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、附則第8条から第11条まで、附則第12条第3項から第6項まで、附則第13条から第17条まで及び附則第19条から前条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として附則第18条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

別表（附則第3条関係）

交通サービス利便向上促進事業（補助対象事業者等）

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域（以下「地方部」という。）の路線に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。）等の多言語又はピクトグラムによる表記（以下「多言語表記等」という。）、案内放送の多言語化（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。）並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 	1 / 3 1 / 2（多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費）

		<ul style="list-style-type: none"> ・ クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入及び企画乗車船券のICカード化に要する経費 ・ 車両における荷物置き場の設置に要する経費 ・ 観光列車、サイクルトレインの導入、改造に要する経費 	
	鉄軌道事業者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社にあつては、地方交通線、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両又は駅のトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 	1 / 3
	鉄軌道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム、ロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）の導入その他ITシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等） ・ 鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ等に限る。）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）） 	1 / 3
		<ul style="list-style-type: none"> ・ LRT整備計画に基づき実施されるLRTシステムの整備（訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。）に要する経費（低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転 	1 / 3 2 / 5 (※) 1 / 2 (※)

		化施設整備等に要する経費のうち本 工事費（資産の購入を含む。）、附帯工 事費及び補償費）	
	鉄軌道事業者（地方公共団体（第 三種鉄道事業者を除く。）、日本 国有鉄道改革法（昭和61年法 律第87号）第6条第2項に定 める旅客会社及び同法第8条第 2項に定める貨物会社、大手民 鉄及び大手民鉄に準ずる大都市 周辺のみを運営する事業者を除 く。）	・ 感染症拡大防止対策のための設備 等の導入等に要する費用（駅・車両に おける抗菌・抗ウイルス・換気・衛生 対策、熱感知カメラの設置等による検 温、運転台仕切りカーテン隔壁の設 置、利用者に対し感染症対策への協力 を求めるための周知等、リアルタイム の混雑情報を提供するシステムの導 入に要する経費等）	1 / 2（当 該補助対象 経費が10 0万円以下 の部分につ いては定 額）
自 動 車	一般乗合旅客自動車運送事業 者、バスターミナル事業者、一般 乗用旅客自動車運送事業者、一 般貸切旅客自動車運送事業者 （貸切バス事業者安全性評価認 定制度の認定を受けた者に限 る。）、レンタカー事業者、これら の者を構成員に含む団体及び上 記に準ずるものとして大臣が認 定した者	・ 無料公衆無線LAN環境の整備に 要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホ ームページ（パソコン又は携帯電話、 スマートフォン等から利用できるも のとし、経路検索又は予約システムを 提供するものに限る。）等の多言語表 記等、案内放送の多言語化（スマート フォンアプリの活用等によるものも 含む。）、多言語案内・翻訳用タブレッ ト端末、多言語案内・翻訳システム機 器及び多言語拡声装置の導入並びに スタッフのための外国語接遇等の研 修（人件費は除く）に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への 電源供給機器の整備に要する経費 ・ 公共車両優先システム（PTPS） に係る車載器の整備（空港アクセス又 は観光周遊に使用する車両に整備す るものに限る。）に要する経費 ・ 交通系ICカード（全国相互利用可 能なものに限る。）、クレジットカード 等の利用又はQRコード決済を可能 とするシステムの導入、企画乗車船券	1 / 3（た だし、ノン ステップバ ス、リフト 付バスにつ いては、1 / 4又は当 該補助対象 経費と通常 車両価格と の差額に1 / 2（空港 アクセスに 使用するリ フト付きバ スは2 / 3） を乗じてい ずれか少 ない額、 超小型モビ リティの導 入に伴う電 気自動車用 充電設備導

		<p>のICカード化、レンタカーのETCカード対応（ETC車載器を除く。）、バスロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）の導入その他ITシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バス車両又はバスターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 ・ レンタカーの外国人ドライバー支援に要する経費 	<p>入に要する工事費については10/10又は別途定める上限額のいずれか少ない額）</p> <p>1/2（多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費）</p>
	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。）、一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造（一般乗合旅客自動車運送事業に係るもの（ノンステップバス及びリフト付バス）及びユニバーサルデザインタクシーは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。）に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費） ・ ジャンボタクシーの導入・改造（空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。）に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費 ・ サイクルバス、オープントップバス、水陸両用バス等の導入、改造に要する経費 	
	<p>地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定めるもののうち、都道府県、市町村又は特別区をいう。）、民間事業者（法人格を有するもの）、協議会（地方公共団体、民間事業者等により構成される合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超小型モビリティの導入（観光周遊に使用するものに限る。）に要する経費（車両本体、車載機器類、電気自動車用充電設備の価格及び電気自動車用充電設備設置工事費） 	

	<p>議体をいう。)及びこれらの者に車両を貸与する者</p>		
	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、バスターミナル事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者</p>	<p>・ バスターミナル及びタクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ等に限る。）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</p>	
	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者</p>	<p>・ BRTシステムの整備（訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。）に要する経費（連節車両の導入及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム（PTPS）車載器）</p>	<p>1 / 3 2 / 5 (※) 1 / 2 (※)</p>
	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者</p>	<p>・ 感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用（車両・ターミナルにおける抗菌・抗ウイルス・換気・衛生対策、熱感知カメラの設置等による検温、運転台仕切りカーテン隔壁の設置、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等）</p>	<p>1 / 2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）</p>

	<p>一般貸切旅客自動車運送事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用（車両・ターミナルにおける抗菌・抗ウイルス・換気・衛生対策、熱感知カメラの設置等による検温、運転台仕切りカーテン隔壁の設置、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等） ・ 高性能車内換気機構等感染拡大防止効果の高い設備を備えた車両を導入するために要する費用 	
	<p>一般乗用旅客自動車運送事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用（車両・ターミナルにおける抗菌・抗ウイルス・換気・衛生対策、熱感知カメラの設置等による検温、運転台仕切りカーテン隔壁の設置、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等） 	
<p>海事</p>	<p>一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者、旅客不定期航路事業者、これらの者に船舶を貸与する船舶貸渡事業者及び一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者を構成員に含む団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。）等の多言語表記等、案内放送の多言語化（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。）並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 ・ 船内座席の個室寝台化等に要する 	<p>1 / 3 1 / 2（多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費）</p>

		<p>経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通系 I C カード (全国相互利用可能なものに限る。)、クレジットカード等の利用又は QR コード決済を可能とするシステムの導入、企画乗車船券の I C カード化その他 I T システム等の高度化に要する経費 (システム開発費、設備整備費等) ・ 船内トイレの洋式化及び機能向上に要する経費 	
	一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費 (段差の解消 (エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等に限る。)) 及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費 (資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費 (補助対象事業に直接要する経費に限る。)) ・ 旅客船ターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 	
	一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者、旅客不定期航路事業者及びこれらの者に船舶を貸与する船舶貸渡事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客船の移動等円滑化に要する経費 (段差の解消 (タラップ、エレベーター、客席及び手すり等に限る)) 及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費 (資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費 (補助対象事業に直接要する経費に限る。)) ・ サイクルシップの導入、改造に要する経費 ・ 軽合金旅客船 (全没型の水中翼及びウォータージェット推進により船体が海面から完全に浮上した状態で高速航行が可能な船舶に限る) の導入に要する経費 (船舶建造工事契約等に基づき、補助対象事業者が負担する経費に限る。) 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用（ターミナル・船舶における抗菌・抗ウイルス・換気・衛生対策、熱感知カメラの設置等による検温、運転台仕切りカーテン隔壁の設置、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等） 	1 / 2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）
港湾	地方公共団体（港務局を含む。）、協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置等の多言語表記等、案内放送の多言語化（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。）並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 ・ 旅客船ターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 	1 / 3
航空	本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者は除く。）、航空旅客ターミナル施設（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し又は管理する者、地方公共団体及び協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備（機体への設置は除く。）に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、予約システムを提供するものに限る。）等の多言語表記等、案内放送の多言語化（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。）並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 	1 / 3 1 / 2（多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費）
	本邦航空運送事業者及び航空旅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空旅客ターミナル施設等の移動 	

	客ターミナル施設を設置し、又は管理する者	等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋、スロープ式タラップ等に限る。）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附带工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）） ・ 航空旅客ターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費	
	本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。）	・ 感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用（ターミナル・航空機における抗菌・抗ウイルス・換気・衛生対策、熱感知カメラの設置等による検温、運転台仕切りカーテン隔壁の設置、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等）	1 / 2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）
企画乗車船券	公共交通事業者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。）、公共交通事業者で構成される団体等	・ 企画乗車船券発行等に要する経費（低廉な運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。）（ただし、対象路線等の距離の合計のうち、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社並びに大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者（地方部の路線を除く。）並びに特定本邦航空運送事業者の対象路線等の距離が占める割合が50%未満の場合に限り、かつ、日本政府観光局のホームページ、ポスター等により、多言語での情報提供を行うものに限る。）	1 / 3

（注）

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第2-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 鉄軌道事業者には、補助対象となる路線を運行する鉄軌道事業者以外の鉄軌道事業者であって、当該路線に観光列車を運行させるために、自ら保有する鉄軌道車両の導入・改造等（導入・改造等後の鉄軌道車両が観光列車である場合に限る。）を行う鉄軌道事業者を含むものとする。
4. 「交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。
5. （※）の補助率については、次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ右欄に掲げるところにより適用する。

事業	補助率
公共交通計画及び利便増進計画に基づいて実施される事業	2 / 5
公共交通計画及び利便増進計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業	1 / 2
公共交通計画及び利便増進計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業	1 / 2

6. 「レンタカー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けた者をいう。
7. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。
8. 「一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。）」とは、公益社団法人日本バス協会が実施する安全性や安全の確保に向けた取組状況に係る評価認定を受けた貸切バス事業者を指す。
9. ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。
10. 「超小型モビリティ」とは、コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車をいう。
11. 本表「港湾欄」において協議会等とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認められた団体をいう。
 - 一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）

二 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）

三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者

12. 本表「航空欄」において協議会とは、空港法（昭和31年法律第80号）第14条第1項に規定する協議会をいう。

別表（附則第6条2項関係）

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
(1) 既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業 (間接補助)	高付加価値化等事業費	観光拠点再生計画に基づき観光施設を再生し、さらに地域全体で魅力と収益力向上を図るための改修等に要する経費の一部を助成する事業に要する経費 施設改修を含めた経営革新や複数事業者等による新たなビジネス展開などについて専門家の支援や実証事業の実施に要する経費の一部を助成する事業に要する経費	定額, 1/2, 1/3
	業務管理費	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）	定額
(2) 既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業 (直接補助)	人件費	補助事業に従事する者の作業時間に対する人件費	定額
	事業費	旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、翻訳・通訳費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費	

別表1（第6条第2項関連）

宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業（補助対象経費等）

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館内共用部の無料公衆無線LAN環境の整備 ・ 館内共用部の洋式便器の整備 ・ 自社サイトの多言語化（宿泊予約の機能を有するサイトに限る。） ・ 館内共用部の国際放送設備の整備 ・ 館内共用部の案内表示の多言語化
--------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ オペレーターによる24時間対応可能な翻訳システムの導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備 ・ クレジットカード等決済端末の整備 ・ ムスリムの受入のためのマニュアルの作成 ・ 一の客室における無料公衆無線LAN環境、洋式便器及び多言語対応を図るための設備の完備 ・ サーモグラフィ又は非接触型体温計の導入 ・ その他宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるために必要であると大臣が認めた事業（宿泊事業者等団体、構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者の経常的経費は補助対象外）
補助率	1 / 3
補助金の額	<p>補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。</p> <p>ただし、訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき事業を行う宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者に対する補助金の合計額は、宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数に150万円を乗じた額を上限とする。なお、宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は150万円を上限とする。また、一の特定宿泊事業者に対する補助金の額は150万円を上限とする。</p>
補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額</p> <p>(2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）</p>
備考	<p>※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。（申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。）</p> <p>※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。</p>

別表 1 - 2 (第 29 条第 2 項関連)

宿泊施設バリアフリー化促進事業 (補助対象経費等)

補助対象経費	<p>旅館・ホテル等の宿泊施設において、バリアフリー化を促進するために実施する次に掲げる事業。</p> <p>(1) 客室における改修等</p> <p>(2) 共用部における改修等であって、次のいずれかに掲げる箇所で行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の通路 ・駐車場 ・建築物の出入口、フロント等 ・廊下、屋内通路 ・階段 ・エレベーターその他昇降機 ・トイレ、洗面所 ・浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室 ・レストラン・食堂、宴会場・バンケットホール等 ・その他宿泊施設のバリアフリー化を促進するために必要があると大臣が認めた箇所
補助率	1 / 2 (上限 5 0 0 万円)
補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額</p> <p>(2) 補助金交付決定額 (交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額)</p>
備考	<p>※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。(申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。)</p> <p>※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。</p>

別表2 (第32条第2項関連)

交通サービス便利向上促進事業(補助対象事業者等)

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域(以下「地方部」という。)の路線に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)等の多言語又はピクトグラムによる表記(以下「多言語表記等」という。)、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 ・ クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入及び企画乗車船券のICカード化に要する経費 ・ 車両における荷物置き場の設置に要する経費 ・ 観光列車、サイクルトレインの導入、改造に要する経費 	1/3 1/2(多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費)
	鉄軌道事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社にあつては、地方交通線、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両又は駅のトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 	1/3
	鉄軌道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)の利用を可能とするシステム、ロケーションシステム(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)の導入その 	1/3

		<p>他ITシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、設備整備費等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ等に限る。)及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附带工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ LRT整備計画に基づき実施されるLRTシステムの整備(訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。)に要する経費(低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附带工事費及び補償費) 	<p>1/3 2/5(※) 1/2(※)</p>
自動車	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者、バスターミナル事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、レンタカー事業者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入並びにスタッフのための外国語接遇等の研修(人件費は除く)に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 ・ 公共車両優先システム(PTPS)に係る車載器の整備(空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するものに限る。)に要する経費 ・ 交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)、クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入、企画乗車船券のICカード化、レンタカーのETCカード対応(ETC車載器を除く。)、バスロケーションシステム(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)の導入その他ITシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、設備整備費 	<p>1/3(ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じていずれか少ない額、超小型モビリティの導入に伴う電気自動車用充電設備導入</p>

	等) ・ バス車両又はバスターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 ・ レンタカーの外国人ドライバー支援に要する経費	に要する 工事費に ついては 10/10又 は別途定 める上限 額のいず れか少な い額) 1/2(多 言語拡声 装置の導 入並びに 非常用電 源装置及 び携帯電 話充電器 等の整備 に要する 経費)
一般乗合旅客自動車 運送事業者(路 線定期運行を行う 者に限る。)、一般貸 切旅客自動車運送 事業者(貸切バス事 業者安全性評価認 定制度の認定を受 けた者に限る。)、一 般乗用旅客自動車 運送事業者及びこ れらの者に車両を 貸与する者	・ バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費(ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造(一般乗合旅客自動車運送事業に係るもの(ノンステップバス及びリフト付バス)及びユニバーサルデザインタクシーは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。))に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費)	
	・ ジャンボタクシーの導入・改造(空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費 ・ サイクルバス、オープントップバス、水陸両用バス等の導入、改造に要する経費	
地方公共団体(地 方自治法(昭和22 年法律第67号)第1 条の3に定めるもの のうち、都道府県、 市町村又は特別区 をいう。)、民間事業 者(法人格を有する もの)、協議会(地方 公共団体、民間事 業者等により構成さ れる合議体をい う。)及びこれらの者 に車両を貸与する 者	・ 超小型モビリティの導入(観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費(車両本体、車載機器類、電気自動車用充電設備の価格及び電気自動車用充電設備設置工事費)	
一般乗合旅客自動車 運送事業者(路 線定期運行を行う 者に限る。)、バスタ	・ バスターミナル及びタクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ等に限る。))及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、	

	<p>ーミナル事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者</p>	<p>補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))</p>	
	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者</p>	<p>・ BRTシステムの整備(訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。)に要する経費(連節車両の導入及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム(PTPS)車載器)</p>	<p>1/3 2/5(※) 1/2(※)</p>
海事	<p>一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者、旅客不定期航路事業者、これらの者に船舶を貸与する船舶貸渡事業者及び一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者を構成員に含む団体</p>	<p>・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 ・ 船内座席の個室寝台化等に要する経費 ・ 交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)、クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入、企画乗車船券のICカード化その他ITシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、設備整備費等) ・ 船内トイレの洋式化及び機能向上に要する経費</p>	<p>1/3 1/2(多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費)</p>
	<p>一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者及び旅客不</p>	<p>・ 旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等に限る。)及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工</p>	

	定期航路事業者	<p>事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客船ターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 	
	一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者、旅客不定期航路事業者及びこれらの者に船舶を貸与する船舶貸渡事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客船の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(タラップ、エレベーター、客席及び手すり等に限る)及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) ・ サイクルシップの導入、改造に要する経費 	
港湾	地方公共団体(港務局を含む。)、協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置等の多言語表記等、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 ・ 旅客船ターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 	1/3
航空	本邦航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し又は管理する者、地方公共団体及び協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備(機体への設置は除く。)に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、予約システムを提供するものに限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 	1/3 1/2(多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費)
	本邦航空運送事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空旅客ターミナル施設等の移動等円滑化に要す 	

	者及び航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者	る経費(段差の解消(エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋、スロープ式タラップ等に限る。)及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) ・ 航空旅客ターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費	
企画乗車船券	公共交通事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、公共交通事業者で構成される団体等	・ 企画乗車船券発行等に要する経費(低廉な運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。)(ただし、対象路線等の距離の合計のうち、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社並びに大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者(地方部の路線を除く。)並びに特定本邦航空運送事業者の対象路線等の距離が占める割合が50%未満の場合に限り、かつ、日本政府観光局のホームページ、ポスター等により、多言語での情報提供を行うものに限る。)	1/3

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第2-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 鉄軌道事業者には、補助対象となる路線を運行する鉄軌道事業者以外の鉄軌道事業者であつて、当該路線に観光列車を運行させるために、自ら保有する鉄軌道車両の導入・改造等(導入・改造等後の鉄軌道車両が観光列車である場合に限る。)を行う鉄軌道事業者を含むものとする。
4. 「交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及び nimoca の全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。
5. (※)の補助率については、次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ右欄に掲げるところにより

適用する。

事業	補助率
公共交通計画及び利便増進計画に基づいて実施される事業	2 / 5
公共交通計画及び利便増進計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業	1 / 2
公共交通計画及び利便増進計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業	1 / 2

6. 「レンタカー事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可を受けた者をいう。
7. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領(平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。
8. 「一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。)」とは、公益社団法人日本バス協会が実施する安全性や安全の確保に向けた取組状況に係る評価認定を受けた貸切バス事業者を指す。
9. ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(平成24年3月28日付け国自旅第192号)に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。
10. 「超小型モビリティ」とは、コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車をいう。
11. 本表「港湾欄」において協議会等とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。
 - 一 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
 - 二 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)
 - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
12. 本表「航空欄」において協議会とは、空港法(昭和31年法律第80号)第14条第1項に規定する協議会をいう。

第3表（第60条第2項・第81条第2項関連）

交通サービス調査事業（補助対象経費等）

	補助対象経費	補助率
調査事業	(1)訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。) ・ 調査に要する費用(協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、訪日外国人旅行者等への周知事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等)	1/2 (上限 1,000万円)
利用促進事業	(1)利用促進に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。) ・ 公共交通マップ、総合時刻表等の作成(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)に要する経費 ・ 公共交通・乗継情報等の提供(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)に要する経費 ・ 訪日外国人旅行者等の割引運賃設定、企画乗車券発行等に要する経費(割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。) ・ 地域におけるワークショップの開催に要する経費 (2)利用促進の効果等の評価に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。) ・ 効果検証のための起終点(OD)調査や満足度調査等のフォローアップ調査費 ・ 協議会開催等の事務費	1/2
補助金の額 (利用促進事業 にあっては補助 対象経費の額)	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1)補助対象経費の実績額 (2)補助金交付決定額 (3)補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額	

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第3-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表4（第83条第2項関連）

地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業（補助対象事業者等）

	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
観光拠点情報・交流施設	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあっては、東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域(以下「地方部」という。))における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等	・観光拠点情報・交流施設(主要な観光地等における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した交流機会(体験・学習等)の提供を目的とした施設。以下この表において同じ。))における先進機能の整備(VR機器、デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器)、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語での情報発信に関わる整備・改良(案内標識、掲示物、ホームページ、コンテンツ作成、案内放送)、観光拠点情報・交流施設の整備・改良(施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、洋式トイレの整備及び機能向上等)に要する経費	1/3

観光案内所	<p>地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者において、地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等</p>	<p>・外国人観光案内所(日本政府観光局がカテゴリー I 以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。)における先進機能の整備(多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器)、無料公衆無線LAN環境の整備及びスタッフ研修(人件費は除く。)に要する経費</p> <p>・外国人観光案内所(日本政府観光局がカテゴリー II 以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。)における先進機能の整備(VR機器、デジタルサイネージ)、多言語情報発信に関わる整備・改良(案内標識、掲示物、ホームページ、コンテンツ作成、案内放送)、外国人観光案内所の整備・改良(施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、洋式トイレの整備及び機能向上等)に要する経費</p>	1/3
		<p>・災害等の発生時における訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている外国人観光案内所(日本政府観光局がカテゴリー I 以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。)における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費</p>	1/2
観光スポットの段差の解消	<p>地方公共団体及び民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の</p>	<p>・観光スポットにおける段差の解消(エレベーター、スロープ等に限る。)に要する経費のうち工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))</p>	1/3

	<p>民鉄事業者にあつては、地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等</p>		
--	--	--	--

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
 また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第4-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 本表「観光拠点情報・交流施設」、「観光案内所」及び「観光スポットにおける段差の解消」欄において「協議会等」とは、空港法(昭和31年法律第80号)第14条第1項に規定する協議会に加えて、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができるかと認めた団体をいう。
 - 一 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
 - 二 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)
 - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
4. 観光案内所の項中「認定」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成30年4月)に基づく日本政府観光局の認定をいう。
5. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

